

開会 8時56分

○議会事務局天野篤史

おはようございます。定刻より早いですけど皆さんお揃いになりましたので一般会計予算決算特別委員会を始めたいと思います。互礼をもって始めますので皆さんご起立ください。相互に礼。ご着席ください。本日の資料ですが、議会フォルダの令和3年。フォルダの中の一般会計予算決算特別委員会の中のR3.9.27のフォルダの中に入ってますのでご確認ください。委員長あいさつの方をお願いします。

○11番赤堀博委員長

はい。皆さんおはようございます。暑さ寒さも彼岸までということで、この間まで暑かったなあと思っていたら、もう夜は戸を閉めて寝ないと少し寒くなる。こんな状態で。田んぼの方も大分綺麗に、稲も刈られましてですね河城の方ではレタスの植え付けが始まった。季節の流れを感じます。今日は、令和2年度の一般会計の決算の報告、それから、令和3年度の補正予算第5号の報告を委員長報告しますので。どうぞよろしく願いをいたします。

○議会事務局天野篤史

ありがとうございました。それではこれより先の進行につきましては、委員長をお願いします。

○11番赤堀博委員長

ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

それでは協議事項に入ります。9月10日に本特別委員会に審査を付託されました議案第38号令和2年度、菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案は9月13日14日に分科会でご審議をいただきました。各委員のご協力に感謝申し上げます。今日はそれぞれの分科会長から審議内容をご報告いただき、報告への質疑を行い、自由討論採決により、特別委員会としての結論を出し

たいと思いますので、よろしく申し上げます。

なお質疑につきましては、自分が所属していない分科会について行うということで申し上げます。また両分科会の議事録の全てを事前に皆さんの方にメールで送ってありますので、十分目を通していただいておりますので質問の方は最小限にさせていただくよう、議事進行に御協力をお願いします。

それでは議案第 38 号令和 2 年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしますが、総務建設分科会の報告を行いますので、進行を倉部副委員長に、交代をいたします。お願いします。

○13 番倉部光世副委員長

それでは、ここから私が進行させていただきます。赤堀総務建設分科会長から分科会での審議内容をご報告ください。お願いいたします。

○11 番赤堀博委員長

それでは、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会報告。9 月 10 日の本会議において、一般会計予算決算特別委員会に付託された議案第 38 号令和 2 年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本分科会の所管事項について、9 月 13 日と 14 日に行った審査内容を報告する。令和 3 年 9 月 27 日菊川市議会一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会長赤堀博。

総務部総務課。主たる質疑。

「人事管理費で、令和 3 年度新規採用職員で合計 18 名を採用しているが、市が想定していた各職種における採用予定者数と合致しているか。また、採用内定者に対する辞退者の割合は。その要因の分析は」との問いに、令和 3 年度の新規採用職員は、一般事務職 16 名、保健師 1 名、診療情報管理士 1 名の計 18 名を採用した。採用試験の終了後に一般事務職で普通退職者が 1 名あり、令和 3 年 4 月 1 日現在では一般事務職 1 名が不足している状況である。令和 3 年度の採用内定者には、辞退者はなかった。要因として、例年、静岡県や近隣市町の採用試験と重複して受験し、他自治体の内定を受けて、菊川市の内定を辞退するケースが生じていた。令和 3 年度新規採用試験は、試験日程を静岡県や近隣市町と可能な限り重複させたため、辞退者はいなかったと分析している。との答弁であった。

「入札契約総務費で、入札執行された入札の種類と早期発注を心掛けた件数は」との問いに、入札の種類については、制限付き一般競争入札と公募型指名競

争入札、通常の指名競争入札の3種類がある。早期発注に心掛けた件数は、債務負担案件の舗装補修工事以外では明確な件数の把握ができないため、令和2年4月から6月の第1四半期の入札を執行した件数として、工事が34件で34%、業務委託が29件で59%、物品役務は52件で31.7%であり、合計で、115件、36.7%となっている。昨年、上半期では件数ベースで64.2%、金額ベース77.1%である。特に通年業務を行わなければならない管理業務的なものは、なるべく早く発注している。との答弁であった。

秘書広報課主たる質疑。

「広報広聴費で、広報菊川について、自治会から配布物削減を求める声があり、インターネットでの閲覧にシフトしていくなどの検討はされているのか。また、SNSでは市民からの意見や提案が寄せられたのか。それに対する対応はどのようなものか」との問いに、自治会から、配布物が多いとの指摘があることは承知しているが、現時点でネット閲覧へシフトする具体的な検討は行っていない。情報の即時伝達を図る上でホームページやSNSは非常に有効ではあるが、情報を隅々まで行き渡らせる部分を補完するには、広報紙が不可欠と考えている。自治会文書の配布物削減については、ICTを活用した回覧物電子化の実証実験を進めていると聞いており、広報紙の扱いについても、そうした取組が進んでいく中で、方針を定めていく。本市の公式SNSに関しては、市からの情報発信に限定した運用を行っており、市民からの意見、提言をSNSで受け付けることは行っていない。市民の皆様からの意見等は、ご意見箱や市ホームページ内の投稿フォーム、また、手紙や電話により受けている。これらは、秘書広報課で受け付けた後、それぞれの担当課に報告し、当該課内で情報共有をしており、名前、連絡先の記載があるものは回答も行っている。なお、市長も目を通している。との答弁であった。

地域支援課主たる質疑。

「防災対策総務費で、不法駐輪件数と撤去した数及び巡視手数料はいくらか。また、コスト削減のため撤去車両を売却する自治体もあるが本市の対応はどのようなものか」との問いに、本業務の委託料は、40万3,425円である。近年の不法駐輪の件数は、令和元年度が46件、令和2年度が24件、令和3年度が8月末時点で22件である。現在は警告の札を貼るなどの対応をしている。なお、市で撤去

した車両は無い。撤去車両を売却することは現在のところ考えていないが、今後放置自転車が増えるようであれば検討していく。との答弁であった。

「コミュニティバス推進費で、デマンド運行の利用者数が 248 人と非常に少ない要因は。定時定路線乗車数も減少しているが新型コロナウイルス感染症以外の要因は考えられないか。また、その対策は」との問いに、デマンド運行の利用者数は、新型コロナウイルスの影響と考えているが、その点を含めても想定より少ないため、主要地区を対象にアンケート調査を実施した。結果、定時定路線運行は利用していたがデマンド運行になったため利用しなくなったという方の約 7 割が、補完的な交通手段をもっていること、約 2 割の方が交通の足に困っていることがわかった。この約 7 割は交通の足に困っていないということが利用者の少ない要因の一つであると考えている。また、利用しなくなった理由として、利用の仕方が分からない、電話で予約することが手間であるということが多く挙げられたので、今後は乗り方の説明だけでなく、実際に乗車して買物に行く体験会などを実施して、交通の足に困っている方たちに利用していただけるよう努める。定時定路線運行の利用者数が減少した要因は、新型コロナウイルス感染症による影響のもので、そのほかに要因があったとは考えてはいない。との答弁であった。

「地区センター総務費で、Wi-Fi の利用実績は。また、利用制限が 30 分と短く利用できないとの声があるが、利便性向上のため制限時間を長くするにはどのくらいの費用がかかるのか。その方針はあるのか」との問いに、利用実績についてはアクセスログを確認する必要があるため確認していない。利用制限については、各地区センターのWi-Fi は市役所の本庁舎などの施設と同じ 1 回 30 分、1 日 8 回までの制限を設けて導入している。この利用制限の時間や回数を変更するには、概算で 10 万円程度の費用がかかると聞いている。利用制限の緩和等は地区センターの設置目的外の利用につながるおそれもあり、慎重な対応が必要である。との答弁であった。

監査委員事務局主たる質疑なし。自由討議はお読みください。

危機管理部危機管理課主たる質疑。

「防災啓発事業費の、パンフレット作成で茶こちゃんメール登録者は増えたか。新型コロナウイルス感染症により、防災フェア及び防災講演会が中止となったが新たな防災啓発事業としてどのようなことを考えているか。また、出前行政講座

の内容の見直しはどのようなものか」との問いに、パンフレットは、令和2年7月に全戸配布した。その結果、令和2年度は過去最多の562人の増加があった。加えて、出前行政講座や会議等でも配布し、パンフレット作成前と後の1年間で平均して比較した場合、約120%の増加となった。新たな防災啓発事業は、防災講演会や防災フェアの見直しを行い、体験を通し防災の知識や経験を学べる手段として、親子を対象とした防災ワークショップを実施するように変更した。出前行政講座の見直し内容は、令和2年度の講座名は「日頃から取り組もう。災害時防災対策について」であり、詳細は内容欄に記載し、実施にあたり、講座を希望される方へ直接内容を聞き取っていた。令和3年度からは、講座を1つから3つに分類して、選びやすいように変更した。また、出前講座をより多く実施するため、ふじのくに防災士菊川市委員会と連携して実施している。との答弁であった。

「女性の防災啓発事業費で、令和2年度の講演会は参加者86名のうち女性4名、令和元年度は198名中46名と、男性より少ないが次年度以降の取り組みについて伺う」との問いに、女性の参加者への増加の取り組みとしては、周知方法として自主防災会や地区防災連絡会、防災指導員に可能な限り女性の参加を募るお願いをしている。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者を防災指導員と自主防災会に制限して開催したため、結果4名の参加となった。令和3年度の防災講演会は、定員に限りがあるが、一般参加の方を広く募集している。今後も、女性が参加しやすい事業を検討し進めていく。との答弁であった。

自由討議は後ほどお読みください。

企画財政部企画政策課主たる質疑。

「ICT施策推進費で、地図情報システムの運用コストと実績は。災害受信レイヤを試験導入し検証したとあるが、結果は。また、静岡県防災アプリ等の類似サービスとの役割はどう分担されるのか」との問いに、地図情報システムは、それぞれの部署で固定資産、道路、農業振興地域などで地図情報を管理し活用している。システムの一部をきくのんマップとして公開しており、令和2年度においては5,208件のアクセスがあった。運用コストは、令和2年4月から令和7年3月まで5年契約で総額1,749万円、1年当たり349万8,000円となる。地図情報システムを活用した災害受信レイヤとは、災害発生時に被害状況等の内容を地

図情報システムに取り込み、災害対策本部全体で地図データから情報共有を図るというもので、2回実証実験を行った。従前は、被害状況等をボード上にある地図や白紙に記入していたが、検索性や過去の災害との比較などが難しい状況であった。地図情報システムを活用することにより、土地勘がなくても場所を特定することができたり、ハザードマップや過去の被害状況と見比べたり、効果が確認できたため今後も引き続き検証をしていく予定である。県の防災アプリ等の類似サービスと役割分担では、県の防災アプリは県が県民向けに防災に関する情報を発信するものであり、市の地図情報システムは固定資産、都市計画道路、農業振興等さまざまな情報をシステム上で管理している。災害受信レイヤはそのうちの一つであり、市の災害情報がないので管理しているものである。一部避難所の情報など、県の防災アプリと重複するところもあるが、地図情報システムは、あくまでも菊川市の情報を管理するものと認識している。との答弁であった。

「ICT施策推進費で、自動翻訳サービスとスマートプレートは、実際どこで活用されたのか。多言語コミュニケーションサービスは自動翻訳と何が違うのか」との問いに、自動翻訳サービスはPDF、あるいはエクセルなどのデータをシステムに入力し翻訳する。地域支援課で試験的に運用しており、令和2年度が7件、本年度は8月末現在で41件の実績がある。スマートプレートは、QRコードがついたマグネット形式のプレートで、そのQRコードを個人のスマホなどで読み取ると、広報やごみカレンダー等のホームページの情報を誘導する。本年3月に実証実験として4自治会に協力いただき配付した。特に外国人の方がごみ出しの日が分からないという問い合わせがあるが、これを読み取ればその情報が取りやすくなる。3月に運用が始まっており、8月末までに324件のアクセスがあった。多言語コミュニケーションサービスは多言語版の翻訳チャットツール。小笠北幼稚園で昨年度から実証実験をしている。チャット内のトークを相手方の携帯電話の言語によって翻訳する、変換するというツールである。特に外国人の多い保育園などで家庭へ連絡する際、日本語が相手方の言語で変換されていくため、外国人に対する緊急連絡をする手段として活用し、今年度95件の発信実績である。自動翻訳はデータやPDFを読み取ることができるが、コミュニケーションツールはチャット内による、ラインに似ている。との答弁であった。

財政課主たる質疑。

「庁舎施設整備事業費で、長寿命化改修に係る実施計画には優先順位があるのか。建築物の躯体と設備では、どちらが先か」との問いに、今年度策定中の庁舎の長寿命化の改修に係る実施計画は、庁舎躯体の耐震化や安全性の向上、長寿命化を実施していくための計画であり、庁舎設備全般を含んだものではないが、躯体の工事に合わせて改修を行うことが効率的である設備は今回の実施計画の中に入れていく。との答弁であった。

「一般会計予備費で、用地費算定のための不動産鑑定評価に 68 万 2,000 円充用されているが、緊急性はあったのか」との問いに、商工観光課が工業用地等開発可能性基本調査の調査結果を基に、県企業局に対して、オーダーメイド方式またはレディーメイド方式で事業実施依頼を検討している状況で行ったものである。可能性基本調査の結果を基に県企業局と協議を行った際に、用地費の根拠となる鑑定評価額のデータとして、調査対象地から少し離れた土地の金額を用いる予定であったが、より正確な金額を出す必要が生じたため、予備費を流用して追加の調査を実施した。予備費を流用した当時は、県の企業局が実施箇所の検討を実施している状況にあり、早急に正確な評価額を算定し、精度の高い概算事業費を算出することで、競合する他の自治体よりも有利に交渉を進める必要性があり、緊急性のあるものと判断し、予備費を充用した。との答弁であった。

税務課主たる質疑。

「徴収対策業務費で、所在不明の調査はどのようにしているのか」との問いに、所在不明により執行停止する条件は、地方税法により、滞納者の所在及び滞納処分すべき財産が不明な場合と規定されている。執行停止の実績にある所在不明 57 件のうち 55 件は、外国人が国外転出により追跡ができなくなったことなどによるものである。所在の調査方法は、国内の転出については、住民記録で転出先を調べて通知を送っている。調べた住所で通知が戻ってきてしまう場合には、地方税法の規定により、転出先とされる市とともにさらに調査をしている。調査先の市町村からの回答があった住所に、仮に通知が届かない場合には、水道の使用状況などを調査し、居住実態があるか否かさらに確認を行う。外国人の中には、届出なしに出国してしまうケースもあり、この場合には出入国管理局において、ビザが切れて再入国の記録がない場合に抹消を行い、市民課に法務省通知として通知される。なお、居所が不明というだけでは執行停止にはならない。国税徴収法に

基づき財産の確認を行う。追跡可能な限り、例えば給与、預貯金、生命保険の加入状況等の調査を行い、差し押さえることができる財産があれば、差押えを行う。なければ停止という形になる。したがって、本人の居所と財産の所在と二通りの調査を行う。との答弁であった。

「歳入で、固定資産税 5,200 万円減額の要因は何か」との問いに、令和 2 年の 12 月の第 8 号補正に計上した固定資産税の現年度分の減額である。まず令和 2 年度の固定資産税現年度分の当初予算額がどのように計上されたかという点、令和元年の 10 月頃、この時点で令和元年度の最新の調定額を基に、評価替えによる変動と直近の現金収入率を加味して算定した。その後、令和 2 年度中に新型コロナウイルスの影響を受ける納税者の救済措置として、徴収猶予の制度が年の途中に創設された。この徴収猶予の申請見込額を加味して、再度年間収入見込額を計算したところ、当初予算よりも 5,200 万円ほど減額になる見込みとなり 8 号補正にて減額の補正を行ったものである。との答弁であった。

会計課主たる質疑なし。

自由討議は後ほどご覧ください。

生活環境部下水道課主たる質疑。

「平尾下水処理場管理事務費で、113 万 9,000 円の黒字になっているが、この扱いは」との問いに、平尾下水処理場管理費の令和 2 年度黒字決算ということになっているが、年度によっては使用料収入で維持管理費を賄うことができず、赤字決算となっている年度もある。赤字の場合は、一般財源から補填しているため、黒字決算についても一般財源扱いとしている。令和 2 年度末の累計決算は、215 万 2,000 円の赤字、持ち出しとなっている。との答弁であった。

自由討議はご覧ください。

建設経済部建設課主たる質疑。

「社会資本整備総合交付金事業道路橋梁長寿命化で、佐栗谷トンネルの定期点検は菊川市分だけの点検か。2 つの橋の工事請負費でそれぞれの金額はいくらか」との問いに、佐栗谷トンネルは、菊川市と御前崎市にまたがっており、御前崎市との協定により菊川市で維持管理し、費用の 2 分の 1 を御前崎市が負担している。昨年の佐栗谷トンネルの点検費用は 189 万 2,000 円で、国費が 104 万円、残 85 万 2,000 円を 2 分の 1 ずつ、42 万 6,000 円を御前崎市が負担している。

2つの橋の工事請負費のそれぞれの金額は、三沢橋の耐震補修工事は繰越分で1億2万3,000円、令和2年発注分で5,002万8,000円、合わせて

1億5,005万1,000円。鷹匠橋補修工事は9,507万3,000円である。との答弁であった。

「樋門樋管管理費で、操作員の選出ができない場合、国との覚書の見直しが必要とあるが、具体的にどういったことか」との問いに、菊川市と国土交通省浜松河川国道事務所と菊川水系、菊川、牛淵川における稲荷部樋門ほか、31件の操作に関する業務の覚書を締結している。その他平常時の点検業務や降雨時の操作業務を地元自治会に委託している。近年、自治会役員の高齢化や仕事の多様化等により、操作員の選出に苦慮していると聞く。その中で、令和2年度、浜松河川国道事務所の河川管理課と覚書に係る申合せ事項の確認を行った。覚書は5年間ごと更新される。5年の中でも今後、地元自治会等で樋門・樋管の操作員の選出が困難な場合は、国と市でどう対応するか、施設の自動化・無人化など、民間事業者等へ委託等の対応も検討を行うというもので、内容に変更が生じる場合は、必要により適時見直すということを確認した。との答弁であった。

都市計画課主たる質疑。

「空家等対策推進事業費で、対策を推進する上で、空家等対策計画の運用課題は何か。対策推進に関する指針改正の対応は。また、空き家等の管理を所有者が放置していることによる草木の繁茂に関する苦情が多いとあるが、15件の行政指導通知で何件の改善があったか。通知に従わなかった理由は」との問いに、運用課題としては、周囲に影響を及ぼす恐れがないなどの空き家に対する行政指導通知に法的強制力がないため、所有者や相続人に指導通知を送っても回答がなく、対応してもらえないケースがあることは課題である。令和3年6月30日付で空き家などに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針及び特定空家などに関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドラインが改正された。今回の指針の改正により、特定空家になる前の段階の空き家などにおいても特定空家などの対象と判断できるようになり、今後の空き家等における現地調査及び特定空家の認定に活用する。詳細は静岡県がガイドラインをつくり、審査基準を整備すれば、それに従い検討していく。行政指導通知を送った15件の内訳は、草木の繁茂が6件、建物の老朽化が7件、スズメバチの巣が2件であり、そのう

ち草木の繁茂4件、建物の解体3件、スズメバチの巣2件の9件が改善した。改善されなかった6件の理由は、通知を送ったが連絡がつかない方が3件、解体費用の捻出が難しい方が2件、相続人の合意が取れず解体できない方が1件である。との答弁であった。

商工観光課主たる質疑。

「労働者福祉対策費で、勤労者教育資金貸付件数の5年間の推移と制度が目的に沿った運用か検証はしたのか」との問いに、該当年度の新規の申込の件数は、平成28年度4件、平成29年度8件、平成30年度10件、令和元年度5件、令和2年度8件である。令和2年度の8件の内訳は大学、専門学校、高等学校の学費を資金の使途として貸付をされており、本制度の大学等への進学及び在学並びに学業の向上に資する費用に充てるという目的に沿った、適正な運用であると認識している。また、本制度は年2回静岡県労働金庫と協調融資審査会を実施し、件数、金額について検証している。との答弁であった。

農林課主たる質疑。

「農業経営基盤強化推進費で、作物別耕作放棄地の面積は。このうち再生可能である面積はどのくらいあるのか」との問いに、作物別の面積は現場を確認しても生産されていた作物を断定することができない状態になっているため把握していない。よって、地目ごとに集計を実施している。地目分類として、令和2年の12月時点で、田んぼ60ヘクタール、畑112ヘクタール、合計172ヘクタールが荒廃農地となっている。このうち再生可能である面積は、令和2年度末の時点で、田んぼ44ヘクタール、畑73ヘクタール、合計117ヘクタールとなっている。との答弁であった。

「森林整備費で、森林現況調査の内容や回答の分析は」との問いに、過去の台風などによる被災状況や、また道路などの公共物からの距離などから、早急に整備が必要と判断したモデル地区6地区内の一部の森林の所有者に、現在の森林の経営、管理の現況を把握するためアンケート調査を実施した。結果、森林の整備状況では、「現在、整備を実施している」が全体の約13%であった。また、「森林の管理を他に委託したいが誰に頼めばよいのか分からない」や「誰に頼むかも今検討中」などの回答が約29%であった。これらの調査で分かった所有者の意向や、また現地調査で確認された森林の状況などから、所有者で森林の維持管理を

行っていくことが大変困難な状況になっていると感じた。今後は、森林所有者との連携も図って、森林の状況に合った整備が実施できるよう、引き続き、「森の力再生事業」などの活用も検討していく。との答弁であった。

茶業振興課主たる質疑。

「茶文化継承事業費で、お茶の淹れ方教室について、もう少し拡大した中でお茶に関わる文化に対する何らかの取り組みを考えるべきでは」との問いに、お茶の淹れ方教室に関しては、小学3年生を対象とした授業の他に出前行政講座も実施している。また、お茶の淹れ方だけではなく、今年はコロナの影響で中止となっているが、毎年、茶業協会の事業としてT-1グランプリなども実施している。これは小学4、5、6年生を対象とし、50問の筆記試験や実技試験で、お茶の淹れ方や、お茶の種類を当てるなどを学習の一環として実施している。様々な事業を展開していきたい。との答弁であった。

自由討議は後ほど読みください。

消防本部主たる質疑。

「救急活動事業費で、特定行為資機材に指定されていて未整備のものはあるか。また、保守管理はどうしているのか」との問いに、特定行為に使用する資機材は全て消耗品であり、予算化し整備が完了している。保守管理については、それぞれ資機材には使用期限が決められていて、期限切れの物を誤って使用したり在庫保管したりしないように週間点検や月報で管理し、期限切れの物は訓練で活用している。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

議会事務局主たる質疑。

「議会会議費で、ペーパーレス会議システムのデータの保存期間は基本的には長期保存が良いと考えるが、データの空き容量に余裕がないのか」との問いに、現在運用している菊川市議会のペーパーレス会議システムの保存容量は11,264MBである。運用を始め、約2年間経過している中で、使用容量が4,793MB、全体では43%、4年分の保存が可能と判断している。容量を上げることもできるが、その単位が10GBの単位である。もし10GBを追加した場合は単純に月4万9,500円の使用料がかかる。現在の契約が99万円で、追加すると年間158万4,000円の契約金になる。保存容量については、今後ICT推進チームを中心に

協議していただく。との答弁であった。

自由討議はお読みください。以上です。

○13 番倉部光世副委員長

以上で報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。ないようですので、以上で質疑を終了いたします。ここで進行を委員長にお返ししたいと思います。

○11 番赤堀博委員長

はい。次に教育福祉分科会の報告を行います。倉部教育福祉分科会長分科会の審議内容をご報告ください。

○13 番倉部光世副委員長

13 番倉部です。それでは一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会報告を行います。9月10日の本会議において一般会計予算決算特別委員会に付託された議案第38号令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち本分科会の所管事項について、9月13日と14日に行った審査内容報告する。令和3年9月27日。菊川市議会一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会長倉部光世。生活環境部市民課、主たる質疑です。

「マイナンバー普及率が28.5%になり14.3ポイント上昇したが、この増加割合をどう評価するか。今後の目標設定と具体的な向上策はあるか」との問いに、交付率が大きく伸びたのは、マイナポイントの制度のおかげである。制度開始前の交付率は5年で14.2%だったが、制度制定後は僅か1年で14.3ポイント増加の28.5%になり高く評価している。国は、近い将来、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを持つようにするとしており、この点において目標数値には少し遠い数字であるということは否めない。今後もマイナンバーカードの活用をPRし、交付を促進していく。マイナンバーカードを利用してコンビニで証明書がとれ、市民の利便性が向上した。との答弁であった。

「人間ドック補助は152件であるが、この人数は妥当か。また、受診者数を増やす施策は考えているか」との問いに、令和2年度末の後期高齢者医療対象者は6,372人。人間ドック受診者は152人、それ以外の一般的な健康診査受診者が1,862人と受診率は低調である。受診率の向上については、対象者に対して健康診断の受診勧奨を行い、人間ドック費用の補助について広報等でPRをしている。

後期高齢者の保健予防の観点から、もっと多くの方に人間ドックや健康診断を受診していきべきだと考えており、受診勧奨や補助のやり方などについても今後考えていきたい。との答弁であった。

環境推進課主たる質疑。

「エコアクション 21 推進費、効果の検証では、数字的な比較による確認状況はどうか」との問いに、二酸化炭素の排出量は、令和元年度 6,591 トン、令和2年度 6,353 トンとなっており、238 トンの削減となっている。廃棄物の排出量は、令和元年度 20 万 4,118 kg、令和2年度 13 万 6,267 kgとなり 6 万 7,851 kgの削減となっている。電気使用量は、令和元年度 956 万 5,428kwh、令和2年度 966 万 1,567kwh となり、9 万 6,139kwh 増加となっている。ガソリン使用量は、令和元年度 5 万 2,247 リットル、令和2年度 4 万 2,234 リットルとなり、1 万 14 リットルの削減となった。ガソリン以外のその他化石燃料の使用状況として、灯油、プロパンガス、軽油は、前年度より使用量減となっている。重油が令和元年度 38 万 5,181 リットル、令和2年度が 40 万 9,977 リットルとなり、2 万 4,796 リットル増加している。重油については、主に菊川病院のボイラーの燃料として使用しており、空調や温水をつくるために使用している。との答弁であった。

「生ごみの減量は、具体的にどのようなことを考えているか」との問いに、生ごみの減量については、現在、生ごみ処理機の購入者に対し、生ごみ処理機購入費補助金を交付している。補助金額は、購入費の2分の1、あるいは補助金の上限額のどちらか低いほうを交付することで、購入促進を図っている。また、食品ロス削減の啓発を市ホームページで呼びかけ、出前行政講座でも生ごみを減らすための3つの切る（使い切る、食べ切る、水を切る）の啓発、6月に市と環境衛生自治推進協議会の連名により、市内のスーパー、コンビニ等に食品ロス削減の掲示依頼を行っている。との答弁であった。

「集団回収が減り、市のリサイクル率が低下しているとされているが、目標はこれでよいのか」との問いに、リサイクル率については、市が収集した全ての廃棄物と資源物のうち、どれだけの量をリサイクル資源としたかという割合で求めている。また、近年大型スーパーなどで行われている古紙やプラスチックトレー、ペットボトル等の店頭回収が拡大しており、買い物ついでに出せるという排出のしやすさから、店頭回収量が増え市で把握できない部分のリサイクル収集推進

が要因と考えている。市のリサイクル率は下がってきているが、店頭回収分を含めればリサイクル率は上がるのではないかと考えている。現時点では、店頭回収量の把握はできていないが、リサイクルを実施している店舗へ数量把握への協力を依頼し、市全体のリサイクル率を把握していきたい。との答弁であった。

「太陽光発電システム設置補助における蓄電池の設置補助の件数は」との問いに、太陽光発電システム設置補助金における蓄電池の設置補助は、昨年度の全補助件数 83 件のうち蓄電池の設置件数は 33 件となっている。補助金額は、補助金予算の総額 353 万 4,000 円に対して 192 万 1,000 円の執行となっている。との答弁であった。

「臭気モニター制度の見直しの検討結果は。また、在り方の検討は」との問いに、本制度は、肥料工場がまだ何も臭気対策を実施していなかったときから始まっている。19 名のモニターによる調査や報告の仕方も同じやり方を継続している。ひどいにおいが発生したときには臭気の原因に対し、対策を講じるよう逐一指導を行っている。今後、地元環境問題対策委員会と協議の上、見直しや検討をすることを予定している。との答弁であった。

「不適切に排出されたごみが混ざったことによる、ごみの収集車の火災が起きたが費用の対応はどうか」との問いに、火災は、昨年 12 月 10 日不燃物ごみを収集した際に、不燃ごみから出火し、収集運搬の受託業者所有の車両が被害を受けた。火災の原因は、特定はできなかったが、使い捨てライターやスプレー缶などが原因として考えられる。費用は、業務委託契約に基づき受託者である遠州運輸が、保険を利用して自社で修理をしている。との答弁であった。

小笠市民課主たる質疑。

「小笠支所庁舎管理費、維持管理費を 37 万円抑制できたとあるが内訳は」との問いに、清掃業務の入札を行った結果として、その入札金額が安価で落札できた差金である。との答弁であった。

自由討議はご覧ください。

次、健康福祉部福祉課主たる質疑。

「人権・地域改善推進費、住宅新築等貸付金とは」との問いに、住宅新築資金等貸付事業という制度が以前あり、返済が滞っているものが 1 件残っている。現在の残債額は 401 万 7,630 円。請求は毎月行い自宅訪問もしている。現時点の時

効は令和7年7月、定期的な返済の働きかけに努めていく。との答弁であった。

「障害者自立支援給付費の執行率が80%と低い要因は」との問いに、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請された比較的高額な座位保持装置や車椅子などの補装具が年度内に作成が完了しないという事態が生じ、5件127万6,254円が令和3年度の支払いとなったことが要因である。との答弁であった。

「障害児の特別児童扶養手当が新聞報道によると却下が10年で3倍になっているということだが、当市の申請受理の状況は」との問いに、令和元年度申請件数が27件で却下は0件、令和2年度申請16件却下5件。却下の内容は、診断書より申請障害児の年齢が幼く、障がい起因して日常生活で常時特別な介護が必要になっているのか判断がつかないためなどである。との答弁であった。

「生活保護費、令和2年度新型コロナ禍での状況は」との問いに、コロナ禍でも生活保護は急増しなかった。要因としては、国が福祉資金の特例貸付けの実施や住居確保給付金の支給要件を緩和した影響で、職を失う、職場の休業などにより収入の減少が生じた方も生活保護に陥らず生活の維持や立て直しを行うことができたからと考えられる。令和2年度は新規申請17件、保護開始8世帯、申請却下5世帯、申請取下げ4世帯であった。申請却下は、医療費や介護費用が賄えないという申請理由の場合に、生活保護担当が証明書を交付し医療費等の本人負担限度額を下げる制度の利用が3世帯、資産状況による対象外が2件、他の制度利用や仕事が見つかるなどでの取下げが4世帯であった。との答弁であった。

長寿介護課主たる質疑。

「老人クラブ活動事業費補助金、コロナ禍で活動ができなかったが補助金と活動の関係はあるのか」との問いに、補助金は単位老人クラブへの助成と、老人クラブ連合会の活動促進事業等に要する経費への補助がある。活動促進事業の補助については、連合会の活動促進事業、健康づくり事業、地域支え合い事業があり各種事業の経費を合算した額である。老人クラブの活動費への補助についてはコロナの影響により返還金が生じる。との答弁であった。

「介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託割合の低下の要因は。直営での実施が望ましい場合とは具体的にどのような状況か」との問いに、委託割合が低下した理由は、居宅介護支援事業所が減少したためであり包括支援センターで対応している。直営での実施が望ましい場合とは、相談を受け付けた

当初から包括支援センターで関わりを持っている案件や対応困難事例である。との答弁であった。

健康づくり課主たる質疑。

「新型コロナウイルスワクチン予防接種費、今後の事業遂行のため体制整備に何が必要か」との問いに、国の計画に基づき令和2年度中に事業計画を作成し、今年度も継続し実施している。令和3年度は、希望者への接種は11月末を目途に完了すること。加えて3回目の接種について国からの情報を得ながら事業実施に向けて予算確保を含めた体制を整備していく必要がある。医師会など関係機関との調整や連携が重要であり、ワクチンの取扱いが特殊であること、多くの人が接種対象者となることから集団接種の実施が必要となるため予約センター、会場の確保、運営方法、人員体制の確保、システム改修等が重要になってくる。との答弁であった。

「健康マイレージ事業費、ポイント達成者の実績数と目標数は。また、その要因は」との問いに、ポイント達成者の令和2年度の目標値は320人、実績は623人。令和元年度の実績よりも123人増加し、目標値を大変大きく上回った。要因は、健康づくり推進員の活動の一つとして健康マイレージ事業の普及に力を入れたことや市の職員も含め幅広く声をかけたためである。との答弁であった。

自由討議はご覧ください。

次に、こども未来部こども政策課主たる質疑。

「保育事業費、当初予算と決算額が大きく異なるものは、計画をどのように行うのか。また、単費のものはあるか」との問いに、保育サービスにおける各種補助事業の当初予算の積算は、来年度の園児の数と園の体制等が定まっていないため、過去の交付実績や在籍する園児や職員数などを参考に補助金の申請する利用園を予測して計上している。また、国の要綱改正があった場合は、当初予算計上時に間に合えば保育所等に周知確認し、予算の算定の参考にしている。実際の補助申請は、例年6月に各保育所を対象に各種補助金の所要額調査を実施している。単費の補助金は、障害児保育事業補助金、特定教育・保育施設副食費補助金である。との答弁であった。

「リフレッシュ・一時保育事業、令和2年度の希望人数と受け入れ人数の差は何人か。また、その理由は」との問いに、利用希望数は1,280回、受け入れ人数

は、当日キャンセル等含め 958 回であり、利用数は約 74.8%であった。全ての受け入れが難しい理由は、5月はコロナの関係で受入数がゼロ、10月は運動会等の園行事、2・3月は次年度4月から入園する子どもの慣らし保育を目的に利用を希望する方が増加し、全ての希望を受け入れることが難しいためである。との答弁であった。

子育て応援課主たる質疑。

「児童館運営費、利用者数が大幅な減少となったが事業費に影響は。委託料と利用者数、休館との関係はどうか」との問いに、児童館・子育て支援センターは、4月から5月末までの休館等により、利用者数が大幅に減少した。休館中も職員は電話による子育て相談やいつ開館しても対応できるよう、イベントの準備を進めるなど、通常どおり勤務をした。6月の開館後は、徹底した感染予防対策のため大量の手指消毒薬等の購入に経費がかかったが、事業費や委託料の変更に至るような影響はなかった。との答弁であった。

「ひとり親家庭等臨時特別給付金、ひとり親家庭等支援臨時特別給付金の対象となるのは。また、事業成果は対象者の何%か」との問いに、本給付金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭の生活を支援するため市独自の事業として実施したものであり、支給対象者は令和2年6月分、令和3年2月分の児童扶養手当を受給する世帯及び児童である。受給拒否の申出もなく、対象者全員に支給し事業成果は100%であった。との答弁であった。

「発達支援事業費の簡易発達検査KIDSを実践する効果と目的は。また、実施状況は」との問いに、KIDSは専門職でなくても研修を受ければ誰でも実施できる簡易発達検査であり、検査結果は育ちの様子を標準化された物差しで見ることができ、年齢に対する達成水準や運動、言語、社会性などの領域ごとに発達の強さと弱さのバランスが分かるなど検査時点の発達状況を客観的に把握することができる。研修については、平成29年から年3回保育教諭等を対象に実施し、令和3年度は各園で最低1人検査を実践し、検査結果を報告。来年度以降は、各園で集団生活に適応しにくい子どもを対象にKIDSを実施し、特性を把握し支援方法の検討などに生かしていきたい。との答弁であった。

自由討議はご覧ください。

教育文化部教育総務課主たる質疑。

「ガラスフィルムの貼り替え箇所は、県費補助と補助対象外があるがその内訳は。また、フィルムを貼った実施率は」との問いに、県費補助の対象は、住民が避難することが想定されている箇所及びそこまでの経路が対象となっているため学校の大部分が補助対象である。補助対象外は、職員室、校長室、印刷室、書庫、給食受室、保健室、理科等の準備室となるが、ガラスフィルム貼りは実施済みで実施率は100%となっている。との答弁であった。

「小学校管理費で、空調機における利用方法を再度周知とあるが現在の状況は。また、予算との関係は」との問いに、空調機の利用は、夏季は6月1日から9月30日まで、28度設定とし室内温度が28度を超えた場合に利用する。冬季は12月1日から3月31日まで、19度設定とし室内温度が19度を下回った場合に利用することになっている。昨年度は、8月に授業を行ったことや感染対策として窓を開けながら空調を使用していたため、例年に比べ利用頻度が多くなった。周知は、児童生徒の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染対策を実施しているため節電することは難しいと考えているが、運用指針を再度配布予定である。予算との関係は、学校は高圧受電のため、基本料となるデマンドと月ごとの使用料の2項目の合算が請求額となる。デマンドは年間を通じた最大の値を根拠に請求されるため、デマンドの増が請求額の増に直結してしまう。との答弁であった。

「小学校特別支援教育就学奨励費、支給対象者の数が令和2年度は68名、前年より22名増加しているが、対象者の人数はどのように把握しているのか」との問いに、年々特別支援学級に入級する児童数が増加し、支給対象者数も増加している。令和元年度は、特別支援学級の児童数64人のうち46人が支給対象であったが、令和2年度は、93人のうち69人が支給対象。令和3年度は、児童数120人のうち92人が支給対象者となり毎年増加している。対象者数の推定方法は、次年度、特別支援学級に入級予定の児童数に、過去3年間の入級児童数に対する支給対象者の割合を掛け算出している。との答弁であった。

学校教育課主たる質疑。

「通級指導教室運営費、今後の課題にポプラの小笠地域の追加設置を県に要望しているとあるが、ことばの教室との違いと実現性は」との問いに、ことばの教室は言語通級であり、通常学級での学習におおむね参加できるが言語機能の基礎的な事項に発達の遅れがある児童に言語改善の指導を行っている。ポプラは、発達

通級であり、通常学級での学習におおむね参加ができるが自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害により援助を必要とする児童に対して発達の特性に
応じた指導を行っている。どちらも個別指導である。県への追加設置の要望は、
育成枠として今年度六郷小学校のポプラに教職員を充てて研修を行っているため、
開設の可能性はかなり高いと考えている。との答弁であった。

「日本語指導の必要となる外国人生徒はどの程度いるか。講師の増員は困難な状
況ということだが今後の対応は」との問いに、日本語指導の必要な生徒は、5月
1日現在で岳洋中学校 57 名、菊川西中学校 23 名、菊川東中学校では 24 名となっ
ている。講師の増員は、日本語指導講師にふさわしい日本語力や人柄、子どもに
関わる条件に当てはまる人材を雇用することが難しいという状況もある。翻訳機
等を活用し、日本語指導講師の翻訳・通訳業務等を減らし、児童生徒に関わる時
間を充実させていきたいと考えている。との答弁であった。

「心の教室の相談件数は、前年と比べて増加しているか。また内容は」との問い
に、令和元年度 37 件、令和2年度 36 件であり相談件数だけを見るとほぼ横ばい
である。心の教室は相談だけで終わるのではなく、適応指導教室「このゆびと～
まれ」等で登校に不安を感じる子ども達が安心して過ごせる居場所づくりをして
いる。今年度は菊西中 3 名、岳洋中 2 名が利用しており、学校と連携を取りなが
ら指導している。学校への登校につながった生徒の実績もある。との答弁であっ
た。

「校務支援システム導入で校務の迅速化と負担軽減ができ、次期の学習指導要領
の対応を行ったということだが、システム導入の成果は」との問いに、浜松のス
ズキ校務のシステムを使用している。児童生徒の基本情報を入力することで、名
簿の作成や指導要録の作成、成績表の作成、個別に生徒指導の情報管理などが行
えるようになった。また、小学校から中学校への進学する際にも引継ぎが行える
ようになり、校務はかなり軽減された。次期学習指導要領の対応は、評定変更に
ついて観点別に適切に処理ができるようになり教職員の業務改善につながった。
との答弁であった。

「G I G Aスクール構想で1人1台の端末が配備されたが、緊急事態宣言で自主
的な登校自粛や登校不安を抱える児童生徒に対し、リモート授業等の状況は」と
の問いに、8月中旬から、緊急事態宣言に伴い一斉休校を考えた上でのオンライ

ン授業についての話し合いを進めている。小学校ではオンラインミーティングの試行、中学校では生徒とオンラインミーティングの練習を行い準備が進められている。また、登校不安を抱える児童生徒には授業でG o o g l eのM e e t機能活用など、各学校が保護者や児童生徒の実態に合わせてオンライン授業の配信を工夫し行っている。家庭の回線状況調査も2回目を行い、オンライン授業に必要な機材について準備を進めている。との答弁であった。

社会教育課主たる質疑。

「家庭教育学級委託料、コロナ禍の環境変化にどう対応したか」との問いに、令和2年4月の学級説明会でコロナ禍における密閉、密集、密接の3密を回避するための対応を協議し、飲食を伴う活動は行わない等の対策を行い、活動回数を年間6回以上から3回以上に緩和、委託料は1回につき1万円、1学級の上限を5万円として支出した。また、在宅での取組事例のリーフレットを提供し、各家庭で行える親子読書や早寝早起き朝ごはん運動、家庭で植物を栽培し成長日記をつけるといった活動が行われた。との答弁であった。

「文苑きくがわが休刊となったが、作品投稿数の推移と令和2年度投稿者の年齢構成は。また、今後の対応は」との問いに、個人の作品投稿数は、平成18年度創刊号は56件、最も投稿が多かったのは平成22年度第5号で83件、平成28年度11号以降は40件を下回り、令和2年度第15号では37件となった。15号の投稿者のうち、市内25名の年代別人数は、10代2名、30代1名、60代2名、70代7名、80代9名、90代4名で、20代、40代、50代は0名、投稿者の平均年齢は73歳であった。現在、再発刊の可能性を含め、他の市町の文芸誌の募集や編集、発刊方法など情報収集を行っており、様々な文芸振興の発表の在り方について調査研究を行っている。今後は、行政と投稿者、読者、編集委員、文化協会が一堂に会して持続可能な方法や文芸の在り方について意見をいただく機会を設けるよう検討している。との答弁であった。

図書館主たる質疑。

「図書館の新たなサービスであるデジタルコレクション事業の開始予定と効果は」との問いに、国立国会図書館のデジタルコレクション事業は、国立国会図書館で収集保存しているデジタル資料の一部を公共図書館のパソコンから閲覧できるサービスであり、国立国会図書館に利用申請を行い、承認を受けた図書館で利

用することができる。今年7月に利用申請を行い、承認後9月か10月に両館でサービスを開始する予定である。絶版などで入手することができない図書や明治期以降の貴重書や雑誌、清代後期以降の漢籍、博士論文、昭和55年以前の放送脚本の一部であり、サービスの導入によって、市民の必要な情報へのアクセス手段や教養・知識を高める機会が増えることとなる。また、身近な場所で国立国会図書館所蔵の貴重な資料が閲覧可能となるため、地理的な障害が緩和されて、利用者の利便性が向上するとともに、このような時期であることから、感染予防対策を講じることができる。との答弁であった。

「図書の購入や入れ替えは、小笠と菊川において選定する際に特色を設けているか。また、経年劣化した図書の一部は、リサイクル市を開催し市民に無償提供されているがその冊数は」との問いに、お互いの図書館で重複しないよう予算面から検討、多くの方が利用したいものは両館に、特定分野に偏らないよう、広い分野で信頼できる著者、出版社のものなどの基準に則って選定している。また、法改正、医療技術が日々進化しており時代に沿わないようなものは排除している。令和2年度のリサイクル対象図書は8,072冊であり、リサイクル活用が4,746冊であった。約58.8%がリサイクル市を通し活用できた。との答弁であった。

以上自由討議はお読みいただきたいと思います。

○11 番赤堀博委員長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。はい。9番。

○9 番織部光男委員

9番織部です。5ページのリフレッシュ一時保育事業についての質問ですけども、74.8%利用数ということですけど、やはりこれは、100%に持ってかなきゃいけないと思いますけども。この理由は書いてありますけど、この理由が本当の理由だということなので納得されたんでしょうかね。

○11 番赤堀博委員長

いいですか。はい倉部副委員長。

○13 番倉部光世副委員長

はい。13番です。あの本当の理由はこれ以外に何かあるのかと思ってしまいますが、本来菊川市のリフレッシュ一時保育事業というのは保育の隙間の部分に当

て込んでいくっていう事業でありますので、枠を常にとってあるわけではありません。やはり、常にこのお受けできるような枠をとるということは大きな予算が必要で私の方でも質問してありますけれども、なかなか委託をしてくださる事業者は現状ではないということになっております。園の方でやはり隙間がないところに無理に一時保育をするっていうことは、やはりお子さんを預かる上でも、安心安全も守れませんのである程度はやむを得ないのかなということ。今回特にそのコロナ禍ですねっていうことがありますので、その無理にお預かりするっていうことは、やはり行うべきではありませんので、この理由は仕方がないのではないかなと皆さん思われていたかと思います。

○11 番赤堀博委員長

はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。若い子どもの世帯を増やそうと思えますとね、この問題は非常に重要な問題でして、急に子どもが熱を出したとかっていうことではなくてですよ。この一時保育という内容については別ですよ。急用ができて子どもを何らかの形で預けなきゃいけないと。私はね、回答の中に保育士不足というのがね、根本的な原因だと思ってます。もうそれは窓口で私が聞いて確認を取ってはいるんですけどね。こういうことをね、やはり、菊川市として、やっぱり進めていかなきゃいけないと思いますので、一つそういうところまで追求して欲しかったなと思います。

○11 番赤堀博委員長

はい。ということで、ほかにございますか。はい。17 番、松本委員。

○17 番松本正幸委員

17 番です。一番初めにあります市民課のマイナンバーの関係なんですけれども。いわゆる今後の目標設定と具体的ないわゆるなんていうんですかね。具体的な向上策。こういったものについて伺ってると思うんですけれども。先ほど聞いた内容なんですけれども、これしか回答がなかったっていう解釈でよろしいんですか。少し確認をしたいと思います。

○11 番赤堀博委員長

はい。倉部委員。

○13 番倉部光世副委員長

はい。倉部です。議事録の方にもいろいろのっているかと思いますがけれども、やはり、1階の方でその機械を使って活用できるかとかっていう点ですとか、今後もう少し広げていくためにはっていうお話はさせていただいていると思います。

○11 番赤堀博委員長

はい。17番松本委員。

○17 番松本正幸委員

なかなかね、目標設定とか具体的な向上策取組。こういったものについては大変難しいと思うんですよね。やはり国に頼るような形になるんじゃないかなと思いますんでね。そういうことで、当然、向上策的なものは答弁がなかったっていう解釈でねいいんじゃないかなと思いますけれども。そういう手法をやっぱり考えていただく方法の中に答弁をいただきましたかったな。そういうふうに思います。

○11 番赤堀博委員長

はいありがとうございます。他にございませんか。はい。9番。織部委員。

○9 番織部光男委員

9番織部です。3ページですけどね。生活保護費の件ですけども、相談件数が500件。あったということで、その中での申請が17件これは0.03%ぐらいになるんでしょうかね。500件の申請に至らなかった理由というのは確認してるんでしょうか。

○11 番赤堀博委員長

答弁できますか。

○9 番織部光男委員

委員長。

○11 番赤堀博委員長

はい、9番織部委員。

○9 番織部光男委員

相談件数500件というのは自由討議の中で出ております。書いてありますね。

○11 番赤堀博委員長

はい。16番。

○16 番横山隆一委員

16 番ですが。500 件というのは、これは生活保護と困窮者等含めての数字なんで、生活保護そのものの相談件数が 500 件と言うことではありません。それで生活困窮者がですね。生活保護申請にいたかどうかということについては非常にちょっとデリケートなところがあってね、いろんな照査調査をしてその中でそういった必要があるかないかということなので、仮に今 500 件ということは間違いなくないんですが、生活保護申請ですけど、ないんですが受けた方がそのまま生活保護を受給できるかどうかって言うと、これも非常に厳しい状況ということがございます。これ生活保護法っていう法律の中でいろいろ細かく細分化された許可が必要になってくるんで非常に難しいということです。ちょっと答えになっているかわかりませんが、生活保護申請そのものではないということでご理解いただきたいと思います。

○11 番赤堀博委員長

はい、9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。実は昨日も市民の方からですね。生活保護が門前払いだというようなことで私も確認をしますというような返事をしてます。窓口でまた相談をしてみますけどもね。やはりコロナ禍で非常に厳しい方が増えてますのでね、

○11 番赤堀博委員長

織部委員ちょっと質疑を、

○9 番織部光男委員

ちょっと質疑をしますから。申請 17 件に対してね、保護開始が 8 世帯と。このパーセントもね 50%以下ということなんですね。やはり以前生活保護の問題で、大阪はかなり取り入れて、やったということもあります。あまり厳しくこれは法的なものがあるってね、できないというのもわかるんですけども。やはり、この数字がね、これでいいんだという、窓口の考え方なのか、やはり議会としても少しはね、こういうことを厳しくやっぱりやらなきゃいかんと思うんですよ。だから申請取り下げの 4 世帯っていうのもね。本当に納得して取り下げているのか、その辺のところはお尋ねになってますでしょうかね。

○11 番赤堀博委員長

はい。倉部分科会長。

○13 番倉部光世副委員長

はい。13 番です。実際ここの結果を聞きしましたがけれども、福祉課の方が実際窓口ではかなり丁寧に対応してくださってしまして門前払いということはないかと思えます。本当に細かくいろんなことやってらっしゃって生活保護に至るといのはかなり条件が厳しいわけですので、それに代わるいろんな提案をやってお話をされているので 100%その方が納得できるかどうかというのなかなか難しいのかもしれませんが、行政の方でご提案できるということはいろいろやっていらっしゃるといお話も聞きましたので別に大勢許可できればいいかということばかりでもないと思えますので、それはもちろん本当に困っている方はきっちり申請通るような手続きをねこちらはお手伝いしなければいけないかと思えますけれども、今回はこういう結果であったということで我々はお受けしました。

○9 番織部光男委員

委員長。

○11 番赤堀博委員長

はい。9 番、織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。令和元年度も 60 件近いものが減ったという報告があったんですよ。令和 2 年度になってこの数字ということですね。全国的には確実に何十%か増えているんですね。だから菊川がそれだけ豊かなのかなというふうにこの数字を見る限り感じるんですけどもね。実際には 1 人親家庭とかがまず受けてない。高齢者ばかりです。菊川市の場合は、そういったところからね私はこの制度を本当に市民の方が使えるようにね、なって欲しいなと思ってはいるんですけども。はい意見です。

○11 番赤堀博委員長

ほかにございますか。はい。17 番、松本委員。

○17 番松本正幸委員

17 番です。6 ページになると思いますが。子育て応援課。一番下であります。発達支援事業費の簡易の発達検査 KIDS ですね。この関係のものを少し質問をさせていただきますけれども。この中にいろいろ平成 29 年から取り組んでいるって

うことが報告をされていて、やはり、園保育園、こういったところをお願いをしてるってということなんですけれども、実質的に発達支援方法の、今後検討をしていきますよってということなんですけれども、実質的に保育所等への後方支援とか子どもの発達の基礎となる家族への支援。こういったものについてね、協議されているかどうか。お伺いをしたいと思います。

○11 番赤堀博委員長

はい。倉部分科会長。

○13 番倉部光世副委員長

はい。13番です。すいませんこれの件に関しては発達検査に関し、KIDS に関しての質疑を私達はしておりますので、その全体のことに関してはここの場ではしておりませんが、普段私も個人的にはかなり発達支援については、いろいろ提案させていただいてますのでちょっと別の場でお願ひしたいかと思ひます。

○11 番赤堀博委員長

別の場で。

○13 番倉部光世副委員長

ここでする場じゃない。

○17 番松本正幸委員

もしできたら討論の中でも結構です。

○11 番赤堀博委員長

そうしてください。ほかにございますか。9番織部委員。

○9 番織部光男委員

9番織部です。8ページです。一番上ですね、日本語指導の必要なということで、これは学校に入ってももちろんこれ以前の小学校の問題もあると思うんですね。これは質問の中でですね、虹の架け橋。小学校入る前のことについての質問もあったんでしょいか。

○11 番赤堀博委員長

虹の架け橋についての質問がございましたか。

○13 番倉部光世副委員長

議事録を見ていただいて出してある。

○11 番赤堀博委員長

はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。要するにですね、菊川市の外国人のパーセントは非常に高いと。それでこれをですね人口増加に持っていくのであればそれなりの対応をとらなきゃいけないという基本的な考えがあると思うんですね。ですからそれにこの中学の問題だけでなく小学校も問題あるし、その以前の問題もあるわけですね。それも民間に任せていると。そういうことに対してのね質問はあったんでしょうか。なかったから言ってる。

○11 番赤堀博委員長

民間の企業に任してばかりでいいのかというような質疑が出ませんでしたかっ
ていうことで。はい。倉部分科会長。

○13 番倉部光世副委員長

13 番です。その民間に任せていいかという質疑はありません。

○11 番赤堀博委員長

はい。他にございますか。

○9 番織部光男委員 委員長。

○11 番赤堀博委員長

はい。9 番。織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。3 ページですけどね。自由討議の件に関して非常に私はいいこと
が書いてあると思っております。

○11 番赤堀博委員長

すいません。後でして。自由討議で。すいません。しっかりやってください。
それではどうでしょう、終了してよろしいですか。はいそれでは、以上で質疑を
終了いたします。それではただいまから議会基本条例第 11 条第 2 項の市長提出議
案に関して審議し結論を出す場合議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める
ものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員
は挙手の上発言をお願いします。はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。今の 3 ページの自由討議。この延長にしたいんですけどもね。

やはり国際的に見ますとね、今や環境問題は、最重要課題になってます。ですから、やはりここで、この方が述べてるようにね。本庁だけの問題ではなく、もちろん企業。そして一人一人の市民がね、自分ごととして考えなきゃいけない問題です。先週の 24 日もですね、環境アクションということで、静岡でもやって私も市役所の前に立ってやりましたけども、やはりそういったことがね、やはり行政、中心となってやっていかなきゃいけないと思うんですよね。ですから狭い考え方ではなくてそういった立場に立ってね世界がどういう方向に動いているんだと今のねそれを我々議員も一人一人考えながらですね、物事に当たっていかなきゃいけないと思うんですけど、皆さんのお考えはどうですか。

○11 番赤堀博委員長

はい。38 号の決算にかかる皆さんからのご意見、自由討議でお願いします。はい。9 番は織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。決算で言うならばですよ、こういうことをもとにして、令和 3 年度はもうやっておりますけど令和 4 年度は予算をとるべきだという主張になるんです。

○11 番赤堀博委員長

はい。環境問題非常に大事な大事なことですけど。ほかに。ございますか。はい。7 番。小林委員。

○7 番小林博文委員

7 番です。この令和 2 年度の決算というのはすごく特殊といいますか、コロナの影響がかなりありまして、その辺の形で例年度の予算に対する決算とはかなり違ったものが出てきました。その辺について当然行政側も検証するんでしょうけども議会側としてもですね例えば国から出た特別の地方交付税の使い方についてどうだったかとか。あと使ったと効果についてどうかとか、今後の対応とかっていうところについてはある程度検証しておく必要があるんじゃないかという気がします。令和 3 年度についても同じような形で出てきてますのでこの二、三年の間のことをですね。検証する機会がどっかであればいいなという議会としてですね、そういう気がします。そういうところが何かあればいいなっていうか考えがありますか皆さんの方で何かご意見ありましたらお願いします。

○11 番赤堀博委員長

はい。倉部委員。

○13 番倉部光世副委員長

13 番です。やはり今小林委員が委員おっしゃったように、補正が今までの例に
なくですね昨年今年度、連発されまして、それぞれ対応を行ってきて審査をして
おります。他の議会ではほぼ専決処分で行われていたところが多いと聞いて
おりまして、菊川市はそれでもすごい短くなってしまったときもありますけれど
も一応議会の方に全部かけて審査は行っているわけですが、やはりその単発で出
てきた状況しか私達もその都度しか見られないので、今おっしゃったようなト
ータルとして、本当にこのお金でこれをやるべきだったのかっていうことは一度検
証は行っておくべきかと思えます。なんかちょっとこじつけて普段できなかった
ので、やってやったことも何かあるようなふうには見受けられてもちろんそれ
も無駄ではないかと思えますけれども、来年度の予算を立てるに当たりまして
は、その辺をしっかりと検証した上で予算を立てていたないと何か少しまたせっか
くこの 2 年間のコロナ禍っていう新しい状況の中でいろんなことやってきたこと
が成果としてあらわれてこないかと思えますので、やはりその検証はしっかり議
会も行っていくべきかと思えます。あと先ほど言った織部議員の環境の件もあり
ましたけれども、この環境推進課だけの問題ではなく、庁舎を建てる時の環境
の整え方ですとか、いろいろなところに関係してくる事例です。SDGs の推進と
かっていう言葉はありますが、実際に何をすればいいかっていうところが、行政
の中でもバッチをつけると $\pm \alpha$ ぐらいにしか今考えていられておりませんけれ
ども、その辺は予算立てする中で、訴えていくのであれば、各課の中でどうやっ
てその SDGs とか、環境のことをね考えていけるかっていうことは、今後のこと
を考えたらしっかりプロジェクト化してやっていただきたいと思えます。以上で
す。

○11 番赤堀博委員長

はい。ありがとうございます。4 番渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4 番渥美です。小林委員の言ったことに対して賛成の立場なんですけども。議
会によっては執行部にコロナの交付金の対象事業一覧を請求してそれをちょっと

見させてもらってところもあったと聞いております。そういったことも含めて、議会としても、今後のためにもコロナの予算の使われ方というのを検証していくというのは非常に重要だと思っております。以上です。

○11 番赤堀博委員長

ありがとうございました。はい17番松本委員。

○17 番松本正幸委員

17番です。今いろいろご意見いただきまして本当にありがとうございます。決算に関する自由討議の中でね、こういったことをやるっていうことは非常にいいことだなって感じております。小林議員のいいましたね、地方交付税だけでなく、やはり、コロナ禍の中でありまして、実質的な要するに歳入、歳出こういった事業の関係もありますんでね、そこら辺を踏まえて今後のいろいろないわゆる菊川市としてのいわゆる政策ですね、こういったものを再度ね、いろいろ議会としての考える必要があるんじゃないかなということは感じております。そういった面も含めましてね長期財政計画の関係もあるんですけども、それとは別に、こういった形での勉強会的なものを持っていろいろ議会同士で議論する。こういったものの必要性が生じているんじゃないかなというふうに思っております。それで先ほど、コロナの支援策こういったものに関してはね、2年以上の議員の方々にはもうすでに前回の部分については、配布させてもらっておりますけれども、補正に関するこういったものの関係もまだいただいてございませんので、早急に請求をさせていただいて、一覧で見れるような形、こういったものにして行きたいとそういうふうに考えております。そういうことでありますんでね。当然、先ほど言った事前の勉強会をやる事、資料の請求をこういったものを含めてやっていきたいと考えておりますのでよろしく願いをしたいと思っております。この場を借りて少し説明を加えながら、こういう方向でっていうことをさせていただきました。

○11 番赤堀博委員長

今、議長の方からねコロナに対する予算の使われる方、こういったものの資料いただいて、一度議員で、勉強してみる。そういう機会を議長考えてくれるということで大変ありがたいと思っております。9番、織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。令和 2 年度の決算についてはね、国の方の補正予算 123 があって約 50 億近い金が菊川市におりにあるわけですね。ですから令和 2 年度の決算書を見ればそれが明らかになると思うんですけども。その中でですねやはり適正に使われたかどうかという、例えばアエルのトイレを直したとかね。そういったことは一般会計で常にやらなきゃいけないことを、コロナに関して使ったと。先ほどのように、生活保護をね実際には却下して受けられない人もいます。実際には 500 人の方がなんだか困って相談に来ている。そういった方を救うためのお金だと私は思います。だから、その予算をね、どういうふうに使ったかということも大切ですけども、実際にこの報告にあるようにね。そういった 500 人の相談を受けて、やはりそういった方に対してのね、ことをやらないと、私は、市議会としての役割を果たしてないなと思いますいかがでしょう。

○11 番赤堀博委員長

はい。西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10 番西下です。やっぱりコロナのための国からの予算があってそれに基づいて一応支援をしてきましたが、ただこれからはやっぱり経済を回すこと。まだこれでも、こぼれ落ちている方に対しても市費を投じてそういったことを令和 3 年、来年度から 4 年度は、またそういった予算もちょっと流動的に考えながら、また予算化をしてもらえれば、ちょっと国の方でどんな感じまた支援が出てくるかわからないんですけど。やっぱりうまく回るような業種もあるでしょうしやっぱりまだうまく回らない業種とかもありますのでそこらへんはちょっとちゃんと調査して商工会と話をするなりして、市とか支援をしていく。また、生活の再建がなかなかうまくいってない方にもそういった生活保護じゃないですけど、そういったソフトの面もしていくとか。ちょっとそういったことでちょっと今まではコロナにならないとかそういったことがその目にはなってきたんですけど、その後の生活を良くしていくような予算をまた来年度に向けて行政と議会として考えていければなと思います。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。ありがとうございます。どうです終了してもよろしいですか。それでは以上で、自由討議を終わります。それでは採決を行います。議案第 38 号令和 2 年

度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと賛成の方の挙手を求めます。はい。挙手多数。よって、議案第 38 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。ただいまの審査の結果を本会議において報告させていただきます。なお、討論通告の締め切りは、明日 28 日正午までです。45 分まで休憩といたします。

休憩 10時34分

再開 10時45分

○11 番赤堀博委員長

はいそれでは休憩を閉じて会議を再開いたします。それでは審査事項に入ります。9月10日に本特別委員会に審査を付託されました。議案第47号令和3年度菊川市一般会計補正予算第5号を議題といたします。この議案は9月13日に分科会でご審議をいただきました。各委員のご協力に感謝申し上げます。本日はそれぞれの分科会長から審議内容を報告いただき、報告への質疑を行い、自由討議、採決により特別委員会としての結論を出したいと思っております。なお、質疑につきましては、自分が所属しない分科会について行うということをお願いし、議事進行に御協力をお願いします。それでは、議案第47号令和3年度菊川市一般会計補正予算第5号の審査します。それでは総務建設分科会の報告を行いますので、進行を倉部副委員長と交代をいたします。

○13 番倉部光世副委員長

はい。それではここから進行させていただきます。赤堀総務建設分科会長から分科会での審議内容をご報告ください。

○11 番赤堀博委員長

はい。一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会報告。9月10日の本会議において、一般会計予算決算特別委員会に付託された。議案第47号、令和3年度菊川市一般会計補正予算第5号のうち、本分科会の所管事項について、9月13日に行った審査内容を報告する。令和3年9月27日。菊川市議会一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会長赤堀博。

総務部主たる質疑。

「職員給与費において、各課の職員給与の増減があるが、コロナの影響によるものか」との問いに、今回の補正で計上した各課の職員給与の増減は、当初予算の要求時に、昨年度の人員配置を基にしているもので、今年度の人事異動等を含め、再計算して増減額を計上したものであり、コロナの影響によるものではない。との答弁であった。

「菊川市魅力発信事業費において、ポスター作成枚数と配布先は」との問いに、ポスター作成枚数は3種類×200枚の計600枚を予定し、配布先については、市の施設や首都圏にある県の出先機関のほか、市内のスーパー、コンビニエンスストア、金融機関や不動産業者などにもポスターの掲示をお願いする予定である。また、県主催の移住フェアなどに参加する際にも菊川市のブースが賑やかになるようポスターを活用する。との答弁であった。

危機管理部主たる質疑なし。

企画財政部主たる質疑。

「庁舎施設整備事業費において、湿度の高い場所での火災報知器の誤作動が多くあるが、対策は」との問いに、対策として、湿度が高くなったり、水滴がかかったりする場所には設置しない対応をしている。誤作動の原因が高い湿度によるものと特定はされていないが、設置業者との協議で、もし必要があれば、防水型の機器も検討する。との答弁であった。

「市民税業務費において、e-Taxの普及を進めるほうが得策ではないか」との問いに、e-Taxは行政にとっても、申告者にとっても負担の軽減や利便性の向上にもつながるものであることから普及を図っていきたい。対応として、昨年度の広報菊川11月号、12月号、1月号や市のホームページで案内を掲載し、利用を呼びかけた。一方で、利用できる環境が整っていないことや高齢の方などでは、電子申請の手続きがスムーズにできないなどのことから、市の申告納税相談も並行して実施していきたい。との答弁であった。

建設経済部主たる質疑。

「ふるさと納税事業費において、広告料275万円の内容と広告は具体的にどのような手段で行うのか」との問いに、ふるさと納税の寄付額、件数の増加を目的に、12月上旬、東京都や神奈川県の新聞2紙、合計170万部に本市PR及びふる

さと納税のPR記事の折込広告を予定している。との答弁であった。

「観光情報発信事業費において、パンフレットの情報修正とあるが、店舗の追加はあるのか。また配布先は」との問いに、今回のパンフレットの情報修正は掲載店舗の移転等によるもので、店舗の追加はない。配布先は、島田市のKADO DEOOIGAWA、富士山静岡空港、掛川市の道の駅、本市の観光協会や掲載店舗などである。との答弁であった。

「大井川右岸土地改良区事業推進費において、国庫補助金制度改定に伴う負担金の増額とは、何がどう変わったのか」との問いに、今回の制度変更で、頭首工や用水路に係る通常の多面機能と多年期に係る防災・減災を含む多能機能に分散されることになった。ため池に係る管理経費率が37.5%から42.8%に割り増しされた。これにより補助対象額が110万6,000円から125万8,000円となり、15万2,000円の増額となった。との答弁であった。

「農業施設維持管理費において、土地改良施設維持補修工事費の内訳と盗難蓋の枚数は。また、市道、農道では、鋼製溝蓋の差異はあるのか、再発防止策は」との問いに、吉沢地内において、県道から茶畑へ上がる道で発生したコンクリート舗装の下の空隙箇所の応急工事である。溝蓋の盗難は、本年4月から5月にかけて、鋼製溝蓋やグレーチングなど、121枚が被害にあった。そのうち、土地改良修繕工事分は、42枚である。道路側溝に設置されている鋼製蓋は材質などに差異はない。農道については、交通量や大型車の通行も少ないので、市道に比べ、低規格の蓋が設置されている場合が多い。今後の再発防止策については、蓋の結束や菊川市の名前を入れるとの提案もあるが、通行車両のスリップや水路清掃時に蓋が取り外しにくいといった管理面での問題もあるため、現場の条件を加味し、また、菊川市の名前入り蓋は、犯人検挙につながりやすいので検討していく。との答弁であった。

消防本部主たる質疑。

「職員給与費において、県との協議（新型コロナウイルス感染症患者等の輸送に関する協定書）に基づく負担金分の組替えとあるが、輸送回数で決まるのか、資機材購入に支給されるものか」との問いに、コロナ陽性患者の移送を県が消防機関に依頼した場合に、移送に係る費用を県が負担するものである。費用は、救急車等の燃料代、感染防止着など、使用した資機材の廃棄処理費、救急隊員等の

特殊勤務手当や時間外手当となる。搬送回数は、6月が1件、7月が4件発生している。1件ごとに費用を算出し、月単位で県に請求している。との答弁であった。

自由討議はお読みください。以上です。

○13 番倉部光世副委員長

はい。以上で報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。はい14番。

○14 番山下修委員

14番山下です。2ページのちょうど真ん中ですか。上から3問目農業施設維持管理費ということなんですけれども。一番の下段の方にですね、これ多分鋼製溝蓋に菊川市の名前入りの蓋は犯人検挙に繋がりやすいので、検討していくというようなことが書かれてるんですけれども。一般的には、マンホールの蓋とか铸铁蓋とかそういったものに関してはですね。菊川市の名前が入ったりという形で、特定菊川市のものと特定できるんですけれども、この鋼製の溝蓋に名前を入れると検挙率が繋がりやすい。あるんですけれども、これはどっかで実施例があってこういう答弁をされたのか。ちょっと今まで私もそういうふうな扱ったことあるんですけれども。こういった名前入りのものっていうのはちょっと聞いたことがないものですから、そこら辺はどうなんでしょうか。

○7 番小林博文委員

ちょっと待ってくださいね。まず記憶している範囲でお答えします。まず盗難の件がありまして、警察署等と相談したときに、そういう方向をやることで盗まれにくくなるし、逆に転売するときにはですね、この市の名前が入ってるっていうことで、転売の抑止になるために盗まれにくくなるっていうことで効果があるんじゃないかっていう提案をいただいたと。おっしゃる通りですね全くの鉄板の平板であれば、そういう効果もあるんですがグレーチング網になったものについては、書く場所がなかなか難しい等があるので、そちらについてはネジボルトで止めるとか、そういう連結するとか、そういう方向もあるので、行政側としてはやりやすい方向で対策をとって行く中で菊川市っていう名前も鉄板の上、側溝蓋に使っているものを一部ありますのでそういうものには入れれば入れていきたいというような内容だったと思います。

○14 番山下修委員

はいわかりました。ただね。

○13 番倉部光世副委員長

はい。14 番。

○14 番山下修委員

グレーチングにその名前を書くとなると単にマジックでこう書くとかね何かを貼るとかね、そのあれ多分溶融亜鉛メッキだもんですからね。単純にはこうそういうところへ菊川市なんて入れることはできないのかなと思って。

○13 番倉部光世副委員長

はい。7 番。

○7 番小林博文委員

今ある既設ものではなくて新規作成時に刻印するとか、彫って書くとかそういう対応をしていきたいっていうような検討していくということの中で出てきますので、今あるものにどうこうっていうところではないです。はい。

○9 番織部光男委員

はい。答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○14 番山下修委員

はい。すいません。はい。14 番。14 番です。これ、定期的に 3、4 年ごとに起きてるようなことなもんですからね、ぜひそういう形で犯人特定になるような可能性が高いということであればぜひ実施していただきたいと思えますけれども、それを刻印するまでの価格が相当上がるっていうんじゃないオリジナルの製品になってしまうというふうになると、またそこも問題があるのかなと、こういうふうに思えますけれども、いい方法でぜひやっていただくようにこんなふうに思えます。ありがとうございます。

○13 番倉部光世副委員長

ご意見ということでよろしいでしょうか。はい。その他、質疑ございますか。ないようですので、以上で質疑を終了いたします。ここで進行を委員長にお返ししたいと思います。

○11 番赤堀博委員長

それでは、続いて教育福祉分科会の報告を行います。倉部教育福祉分科会長か

ら分科会での審議内容をご報告ください。

○13 番倉部光世副委員長

はい。委員長。

○11 番赤堀博委員長

倉部分科会長。

○13 番倉部光世副委員長

はい。13 番です。一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会報告 9 月 10 日の本会議において、一般会計予算決算特別委員会に付託された議案第 47 号令和 3 年度菊川市一般会計補正予算第 5 号のうち本分科会の所管事項について、9 月 13 日に行った審査内容を報告する。令和 3 年 9 月 27 日、菊川市一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会長倉部光世。

生活環境部主たる質疑。

「不法投棄ごみの種類や量は。また、不法投棄防止の監視カメラ等の設置は」との問いに、不法投棄として扱っているものは 3 種類である。まず、公共の場所や個人の土地などに捨てられている一般的に不法投棄ごみと呼ばれているもの。次に、道路沿いや道路脇の茂みや水路、公民館や空き地など様々な場所に捨てられているごみ。その他に赤土リサイクルステーションの目立たない場所に捨てられているごみも不法投棄ごみとして扱っている。不法投棄の件数は、8 月末現在で通報が 49 件あり、そのうちごみを回収したものは 42 件、収集量は 426 キロであった。その他に、自治会の分別収集に出されたりリサイクル対象外品と、衣類の拠点回収に出されたりリサイクルできないものなどがある。監視カメラは、市の環境衛生自治推進協議会で 7 台所有している。カメラの設置は、貸出期間を 1 か月として貸出をしているがほぼ貸出中といった状況であるため、自治会の皆さんと協力して抑止目的の看板設置などの対策を進めている。との答弁であった。

「増加した小型家電製品は具体的に何か」との問いに、有価物であるパソコンや携帯電話、費用負担が発生する家電の 2 種類に分けて受入れをしている。搬入家電の種類や量は、多くの種類の家電が搬入されるため把握していない。との答弁であった。

「過年度焼却家屋解体費用徴収費とは何か」との問いに、令和 2 年 6 月 30 日未明に嶺田地内で火災が発生し、建物の所有者が亡くなったことに伴い、身寄りが

ない所有者に代わり焼け残った家屋を公費で解体を行った。相続財産管理人から故人の財産整理をした結果、家屋の解体費用に対し支払いがあったものである。との答弁であった。

「自然エネルギー利用促進補助金は菊川市独自のものか。また、交付税措置はないか」との問いに、自然エネルギーの補助金については、長期間補助を行っており市の独自の補助金である。国・県の補助や交付税措置は、現在はない。との答弁であった。

健康福祉部主たる質疑。

「自立訓練サービス利用者が増加した原因は」との問いに、自立訓練サービスは、退院や入所施設の退所、特別支援学校の卒業、継続した通院により症状が安定した方などが、自立した日常生活を地域で営むことを目指して、必要な訓練や生活に関する相談などを行う支援で、期限付のサービスとなる。生活基盤の基礎を訓練する本サービスを利用したいという希望が増加したこと、今年度、しずおか未来カレッジという事業所が菊川市に開設されたことで、利用しやすい環境が整ったことが考えられる。との答弁であった。

「居宅介護サービス費が増加した要因は」との問いに、利用者人数はあまり変わらないが、サービス費が増加している。要因は、利用者の重度化が進みサービスの利用単価が増加したためと考えている。との答弁であった。

「障害児通所支援費、補正の具体的な理由は」との問いに、今回の報酬改定では、支援体制、生活する上で障がいをお持ちの方をどう支えるかが重要であることから、支援体制に技術を持った方をより多く配置することなどに対しての報酬改定がされた。改定に伴い、今までは状況調査の確認など費用として計上しなかったものが、費用として事業所に支払われることとなったため件数が増加した。との答弁であった。

こども未来部主たる質疑。

「障害保育事業補助金と保育対策総合支援事業費補助金の内容は」との問いに、障害児保育事業補助金は、障害児を専門に保育する職員を加配し、障害児の保育事業を行う市内民間保育所に対し、補助金の交付を行う事業である。保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の負担を軽減し、就業継続及び離職防止を図るため、園内の消毒、清掃、給食の配膳、片づけ、児童の園外活動等の見守りなどの

保育に関わる周辺業務を行う保育支援者を雇用する市内の民間事業保育所に対し補助金の交付を行う事業である。との答弁であった。

「雨漏り及び電線修繕料の内容は」との問いに、小笠北幼稚園園舎の雨漏りのため、屋根と天井板の修理である。小笠北幼稚園園舎は、昭和 52 年の建築のため老朽化が進んでおり、保育室、給食室及び遊戯室等で雨漏りが発生している。電線修繕は、小笠北幼稚園園舎西側の電線に木の枝葉が接触したことにより、電線が損傷した。エアコン等の電力供給に支障があるため修繕を行う。との答弁であった。

「こども園管理費、14 万 1,000 円修繕料の内容は」との問いに、修繕費 14 万 1,000 円の内容は、おおぞら認定こども園の駐車場止めと浄化槽水位調整ポンプの修繕である。駐車場止めの修繕は、一段下駐車場の外灯を守るためのアーチ形車止めが損傷、園児の送迎時に保護者の車両走行や歩行に支障があるため修繕を行う。浄化槽水位調整ポンプは、2 台あるポンプのうち 1 台が故障し漏電を起こしたため、現在は残りの 1 台のみで稼働をしている。稼働中のポンプが故障してしまうと浄化槽の水位の調整ができなくなるため汚水の逆流等が起り、園の運営に支障が出るため修繕を行う。との答弁であった。

教育文化部主たる質疑。

「国庫補助小学校施設整備事業費で、設計監理業務委託料の減額理由は何か」との問いに、小笠南小学校耐震補強大規模改造工事における設計監理業務の請負差金である。との答弁であった。

「給食運営費、残菜、残飯の年間量はどれぐらいか。また、委託業者の見直しとあるが、どのように見直したのか」との問いに、残菜及び残飯の年間量は、今年度の 7 月末までの 1 日当たりの平均量が 186 キロである。給食提供の予定日数が 198 日のため、年間量は約 37 トンを見込んでいる。事業者の見直しは、令和 2 年度までは養豚業を営み、残菜を豚用飼料としている業者と契約していたが、豚コレラ感染拡大の影響で衛生管理方法の飼養衛生管理基準が見直しされ、基準を満たすための新たな施設投資が必要となるため月額 4 万 4,000 円から大幅な増額が提示され、令和 3 年度当初予算は月額 27 万 5,000 円、年間契約額 302 万 5,000 円を計上した。月額的大幅な増額となるため、予算計上後も様々な業者を模索していたところ、市内の鈴与菊川バイオガスプラントと給食の残渣処理受け

入れについて協議を行い、給食残菜でメタン発酵することが確認できたため、受入れ可能と判断され月額 16 万 5,000 円、年間契約額 181 万 5,000 円で契約が成立した。との答弁であった。

「関口隆吉パンフレット 5,000 部の配布先と配布成果の見通し、また、活用方法は」との問いに、令和 2 年 3 月に作成した関口隆吉氏のパンフレットは、郷土の偉人である関口氏の偉業や功績を一人でも多くの人々に伝え、郷土愛の醸成を図る目的で作成した。特定の配付先は、関口隆吉遺徳顕彰会や、市内 9 校の小学 6 年生等である。また、広く一般の方に配るための配架先は、本庁をはじめ地区センター、社会教育施設、観光施設等の合計 21 カ所を予定している。活用の方法は、関口顕彰会の活動や教育の教材、市が実施している出前行政講座等の顕彰事業等、多方面での活用を考えている。との答弁であった。

自由討議をご覧ください。

○11 番赤堀博委員長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。はい。以上で質疑を終了いたします。それではただいまから、議会基本条例第 11 条第 2 項の市長提出議案に関して、審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。はい。4 番。渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4 番、渥美です。小中学校のタブレットの帯域保証についてなんですけども。今回、予算をつけて 1 ギガの帯域保証がついたということなんですけども。ただ、これをやったからといって、改善されるとは限らないっていうのがおそらく現状だと思いますので。これをやったからいいんだっていうことじゃなくて、今後も継続して実際に改善されたかっていうのを、議会としても、チェックしていくべきだと思います。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。ありがとうございます。はい。13 番倉部委員。

○13 番倉部光世副委員長

はい。13 番倉部です。委員会の方でも、そういう話はさせていただきまして、多少増やしたからといって改善するわけではないんですが担当の方も一度に増や

してしまうのはやはり予算の無駄遣いになるので上げながら、状況を見ながら一番適切なところはどこかっていう落としどころは作っていきたいということでありました。これねタブレット全員配布というのはやはり全国的に行われていることでもありますので、どれだけ有効に、使っていけるかっていうことは私たちもしっかり検証しながら、この先生方もねいろいろ工夫はしてくださっていると思いますが足りない部分もあると思いますのでぜひ皆さんも勉強してぜひいろんなアドバイスができるようにしていただけたらと思います。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。タブレットの問題、これからだと思うんですね議論は、非常にトラブルももう自殺者が出るぐらいのことがあります。メンテナンスの面もあります。もう非常に重いということもありました。自宅に持って帰る。そういったいろいろな学校等もありますので、我々としてもですね、やはりこのことについては、追跡をしてね、やっぱりいかなきゃいけないと予算ということだけでなくその使い勝手ってというねことで考えていかなきゃいかんと思います。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。ありがとうございます。他にございますか。なければ終了してもよろしいですか。はい。それでは、採決を行います。議案第 47 号令和 3 年度菊川市一般会計補正予算第 5 号は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。挙手全員。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。ただいまの審査の結果を本会議にて報告させていただきます。なお、討論通告の締め切りが 9 月 28 日正午です。それでは以上をもちまして一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。倉部副委員長、閉会のご挨拶をお願いします。

○13 番倉部光世副委員長

はい。皆様ご審議ありがとうございました。特に今回は令和 2 年度に関しては先ほどもありましたが、コロナ禍で様々な対応が迫られていたと思います。我々はこの決算をしっかりと把握した上で、来年に向けての提言を作っていくなど反

省もしっかりとしていきたいと思っておりますのでまたよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議会事務局天野篤史

それでは互礼をもって終了しますので皆さんご起立ください。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 11時15分